経済産業省 同時発表

News Release

2021年7月30日 NITE (ナイト) 独立行政法人製品評価技術基盤機構 法人番号 9011005001123

スマートフォン端末用の小出力発電設備の事故報告のための「詳報作成支援システム」の提供を開始しました。

NITE(ナイト)[独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長:長谷川 史彦、本所:東京都渋谷区西原]は、2019年8月にサービス提供を開始した電気事業法に基づく事故報告書(詳報)作成のための「詳報作成支援システム」について、2021年4月1日の電気事業法改正に伴い事故報告の対象となった小出力発電設備の事故報告のための、写真添付機能等を備えたスマートフォン端末向け「詳報作成支援システム(スマートフォン対応)」のサービス提供を開始しました。

NITEは、本システムを小規模な再生可能エネルギー発電事業者に提供することで、小出力発電設備の事故報告書作成の支援と経済産業省への報告を支援し、提出された事故情報の分析を効率的かつ高度に実施することで、電気保安の向上に貢献していきます。

- 1. 電気事故が発生した場合、事業者は電気事業法に基づき事故報告書を作成し、経済産業省に提出する必要があります。これまでは一定規模以上の電気工作物が事故報告の対象となっていましたが、2021年4月1日の電気事業法改正に伴い、小出力発電設備(※1)のうち、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備が事故報告の対象となりました(※2)。
 - ※1 50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備、10kW 未満の内燃力発電設備等、電気事業法施行規則第48条第4項各号で定める 発電設備。(図1、別紙1図1)。
 - ※2 小出力発電設備の事故報告制度の概要 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/san gyo/electric/detail/jikohoukoku.html
- 2. NITEは、経済産業省の要請に基づき、2016年度より電気保安行政を技術支援する活動を行っています。その一つとして、2019年8月5日、主にパソコンで事故報告書を作成することを想定した「詳報作成支援システム」(※3)のサービス提供を始めました。事業者の事故報告書のフォーマットを統一することで、事業者による事故報告書作成をサポートしています。また、事故情報の分析をより効率的に実施することが可能となりました。本年4月1日の事故報告の対象に小出力発電設備が含まれた際には、「詳報作成支援システム」に小出力発電設備用の事故報告書作成のための機能追加を行い、小出力発電設備の事業者による報告書作成につい

てサポートを開始しました。

※3 詳報作成支援システム

https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohosupport/

3. 今般、経済産業省の電力安全小委員会第4回電気保安制度WG(2021年1月22日)において、小出力発電設備の事故現場において事故報告書を作成して報告する仕組みの構築が求められました。NITEでは、スマートフォン等で撮影した小出力発電設備の事故現場写真等を活用し、パソコンが無くても迅速かつ簡便に事故報告書を作成し報告することを実現する、写真添付機能等を備えたスマートフォン端末(iPhone及びAndroid端末(注))向けの「詳報作成支援システム(スマートフォン対応)」(※4)を構築し、2021年7月30日からサービス提供を開始しました(別紙1図2~5)。事業者は、このサービスを活用することで、簡便な事故報告が可能となります。また、NITEでは、今後も、必要に応じて機能を追加するなどの改修を行うことで、事業者によるシステム利用/事故報告における利便性を強化して参ります。

(注) i Phoneは、APPLE Inc. の登録商標です。 Androidは、Google LLCの商標です。

- ※4 詳報作成支援システム(スマートフォン対応) https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohosupport/mobile/
- 4. NITEでは、本システムの提供、運用を行うことで、統一された入力フォーマットによる整理された事故情報を入手し、より効率的かつ高度な情報分析の実施を目指して参ります。

また、この取組を通じて、経済産業省へのより正確な事故情報の提供を行い、効率的かつ高度な事故情報の分析を実施することでこれまで事故発生原因が不明だったものの究明や事故発生件数の軽減などの取り組みにつなげるなど、電気保安の向上に貢献します。



図1:小出力発電設備でも事故報告が義務化したことに関する経済産業省HPより https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electr ic/detail/jikohoukoku.html 詳報作成支援システムの運用、 詳報の集計・分析



事故情報の提供

分析結果の提供、

制度改善の提言

詳報の内容確認、受付



詳報作成支援システムの 提供、分析結果の公表

詳報作成支援システムを使用 して作成した詳報の提出

詳報作成支援システムによる「詳報」の作成



PC版では

必要な情報を漏れなく適切 に入力した詳報の作成

2019年8月より公開



- ・事業者
- ・小出力発電設備の 所有者や占有者

スマートフォン版では

- PC版の機能はそのままに
- ①<u>利便性の向上</u> パソコン以外からも迅速に報告が可能に なった。
- ②<u>報告書作成機能の向上</u> 報告書に事故現場等の写真を添付する機能 を追加

図2:詳報に係る事業者、経済産業省、NITEの関係

本発表資料のお問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 国際評価技術本部長 石垣 宏毅

担当者 電力安全センター 篠崎、田中

電話:03-3481-9823 FAX:03-3481-0536

メールアドレス: tso@nite.go.jp

電気事業法に関するお問合せ先 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全 課長 田上

担当者: 望月、石橋

電話:03-3501-1511(内線 4921~4929)

03-3501-1742 (直通) F A X: 03-3580-8486

<小出力発電設備の事故事例>



・2018 年 7 月の西日本豪雨の発生時に、神戸市において、小出力の太陽電池発電設備(50kW未満)の崩落事故が発生。安全確認のため、山陽新幹線の運転を一時見合わせ。



・2019年1月、青森県つがる市において、小形風力発電設備 (20kW 未満)のナセルがタワー基部に落下する事故が発生。 【ブレード回転直径:13.1m ハブ高さ:20m】

図 1 2020 年 10 月 28 日開催 第 2 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分 科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ 資料 2 より



図2:詳報作成支援システム トップページ

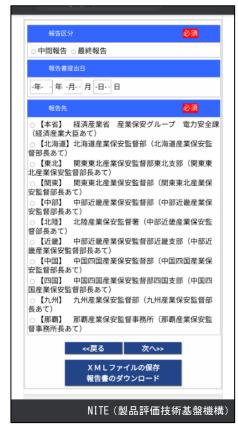


図3:詳報作成支援システム 入力画面例(1) 事故発生日等の共通事項を入力



図4:詳報作成支援システム 入力画面例(2)事故報告に応じた必要情報を入力



図5:詳報作成支援システム 入力画面例(3) 利用者のスマートフォン端末のメーラーを使用し、メールで事故報告